

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退		障害福祉課		○ 第二十三回岡山県内水面漁場管理委員会 の開催	
○ 保安林の指定予定		治山課			
○ "		"			
○ "		"			
○ 保安林の解除予定		"			
【公告】		耕地課			
○ 土地改良区役員の退任届		選挙管理委員会			
【選挙管理委員会】					
○ 政治団体の名称等の公表					
○ 政治団体の代表者等の異動					
○ 政治団体の解散					
○ 資金管理団体の届出事項の異動					
○ 資金管理団体の指定取消し					
【海区漁業調整委員会】					
○ 広島・岡山連合海区漁業調整委員会の開催		海区漁業調整委員会			
○ 岡山・香川連合海区漁業調整委員会の開催		"			
				担当課（室）	
				内水面漁場管理委員会	

◎岡山県告示第二十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成三十一年一月十五日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十一年一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

光岡 晋太郎 ぼうこう・直腸、小腸

備前市国民健康保険市立備前病院

備前市伊部二四五

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

蓮岡 英明 ぼうこう・直腸、小腸

備前市国民健康保険市立備前病院

備前市伊部二四五

藤田 保男 肢体不自由、肝臓

備前市国民健康保険市立備前病院

備前市伊部二四五

◎岡山県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十一年一月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町大字船木谷六九五、六九六、六九八の一、富西谷字舟木谷一五八六の一、一五八六の三、一五八八から一五九〇まで、一五九二の一、一五九二の二、一五九三から一五九五まで、一五九六の一、一五九七から一六〇一まで、一六〇三、一六〇四、一六〇八の一、一六〇八の二、一六一一、一六一三、字ふなき谷一五八七

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十一年一月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

加賀郡吉備中央町福沢字箱柳九七八、字磨畑九八五、字シヤラ畑一〇〇三、一〇七三、一〇七六、字山本南平一〇〇五、字惣田ノ久保一〇〇六、字山本坂一〇〇七の一、字小ザイ一〇二一、一〇二五の一、一〇二七、字コサイ東平一〇二二の一、一〇二二の二、一〇二三、字コサイ西平一〇二八、字山本宮ケ谷一〇三三、字山本黒ノ元一〇三六の一、字黒ノ元一〇七二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十一年一月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町田淵字岩嘉二一六三の一、二一六五の一、二一七二の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十一年一月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町田淵字岩ケ丸一六九三の一、一六九四の一、一六九五の一、一六九六の一、一六九九の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年一月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

玉野市北方字畑一〇六八の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔三五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成三十一年一月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

氏 名

難波 廣志

岡山市南区藤田八九―二

理事監

事の別

監 事

◎岡山県選管告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十一年一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類

(第一号)

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

国民民主党岡山県第4総支部

津村啓介

高橋

徹

岡山市中区円山一〇七

衆議院議員

○

平成三〇・一二・一九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

がんばれ岡山の会

白神久志

白神久志

岡山市中区東中島町八一九

平成三〇・一二・一〇

定森やすとしを応援する会

定森廉敏

定森廉敏

勝田郡奈義町柿一三〇三

一二・二五

高橋としはる後援会

土居義幸

水島

薫

津山市高野山西一五五九

一二・一一

中井泰洋後援会

芦田光隆

中井泰洋

勝田郡奈義町豊沢七五七

一二・一二

日本第一党岡山県本部

竹内賢治

大石百合子

倉敷市阿知三一四一二

一二・五

日本共産党細川健一後援会

萱栄次

坪井須美子

玉野市山田三一二一

一二・二一

従野勝後援会

富田暁

浦上陽一

和気郡和気町土一八〇七

一二・一七

◎岡山県選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成三十一年一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党岡山県総支部連合会	津村啓介	主たる事務所の所在地	岡山市中区円山一〇七	岡山市北区京町一三一五高田ビルF	平成三〇・一二・六

国民民主党岡山県第1区総支部	津村啓介	〃	岡山市中区円山一〇七	岡山市北区京町一三一五高田ビルF	〃
----------------	------	---	------------	------------------	---

〃	〃	会計責任者の氏名	高橋徹	尾上武志	〃
国民民主党岡山県第3区総支部	津村啓介	主たる事務所の所在地	岡山市中区円山一〇七	岡山市北区京町一三一五高田ビルF	〃

〃	〃	会計責任者の氏名	高橋徹	尾上武志	〃
国民民主党岡山県第5区総支部	津村啓介	主たる事務所の所在地	岡山市中区円山一〇七	岡山市北区京町一三一五高田ビルF	〃

自由民主党岡山県建設業支部	荒木雷太	会計責任者の氏名	矢野茂利	山崎博美	〃
〃	〃	〃	〃	〃	一二・二〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
伊東かおり後援会	村山正則	主たる事務所の所在地	倉敷市老松町三一四一二〇ヤクルトビル5階	倉敷市白楽町四一一一ヨコタビル4階	平成三〇・一二・一
伊東かおりサポータークラブ	伊東香織	〃	倉敷市老松町三一四一二〇ヤクルトビル5階	倉敷市白楽町四一一一ヨコタビル4階	〃

小笠原賢二を応援する会	太田史子	代表者の氏名	太田史子	小笠原賢二	〃	一二・一七
〃	〃	会計責任者の氏名	太田史子	小笠原賢二	〃	〃
岡山県建設政治連盟	荒木雷太	〃	矢野茂利	山崎博美	〃	一二・二〇
小阪四郎後援会	高村漸	代表者の氏名	高村漸	芦田健	〃	〃
倉敷市をますます元気にする会	村山正則	主たる事務所の所在地	倉敷市老松町三一四―二〇ヤクルトビル5階	倉敷市白楽町四一一―一ヨコタビル4階	〃	一二・一
こやま泰生後援会	吉田充信	代表者の氏名	吉田充信	古山泰生	〃	一二・一〇
市政を考える会	山根一人	政治団体の名称	市政を考える会	玉野市政を考える会	〃	一二・三
自治体議員フォーラムおかやま	小林寿雄	主たる事務所の所在地	岡山市北区野田三一五―八安井ビル二〇	岡山市北区京町一三一五高田ビルF	〃	一二・六
〃	〃	会計責任者の氏名	三	〃	〃	〃
中西ひろやす後援会	小松原博身	〃	高原俊彦	尾上武志	〃	〃
藤原浩司後援会	平川孝二	〃	中西直美	子川みわ	〃	一一・二〇
藤原ゆきてる後援会	原賢二	主たる事務所の所在地	藤原浩司	藤井正行	〃	一一・一九
森田伸一後援会	入江和郎	会計責任者の氏名	玉野市田井三一八―五	玉野市田井四―三九―五	〃	一二・一三
			森田尚吉	竹田忠只	〃	一二・二七

◎岡山県選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十一年一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

小笠原賢二を応援する会

太田史子

平成三〇・一二・一七

平田襄二後援会

友田富造

〃 一二・一〇

柚木毅後援会

栗山登

〃 一二・二〇

◎岡山県選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十一年一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

伊東香織

伊東かおりサポーター

主たる事務所の所在地

倉敷市老松町三ー一四ー二〇ヤクルトビ

倉敷市白楽町四ー一ー一ヨコタビル4階

平成三〇・一二・一

クラブ

ル5階

◎岡山県選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
平成三十一年一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

小笠原 賢 二

資金管理団体の名称

小笠原賢二を応援する会

資金管理団体で

なくなった年月日

平成三〇・一二・一七

◎ 広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第六十四回
広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十一年一月二十五日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 日時

平成三十一年二月六日（水）

午後二時から

二 場所

岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 平成三十一年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 緩衝海域に関する協定について

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五十八回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十一年一月二十五日

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

会長 井 本 瀧 雄

一 日時

平成三十一年二月十五日（金）

午後二時から

二 場所

岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 平成三十一年度における各種漁業の入会調整について

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百三十二回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成三十一年一月二十五日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

平成三十一年三月十八日（月）

午後二時から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 採捕の許可の有効期限の短縮について

第二号議案 増殖指示量の再検討について